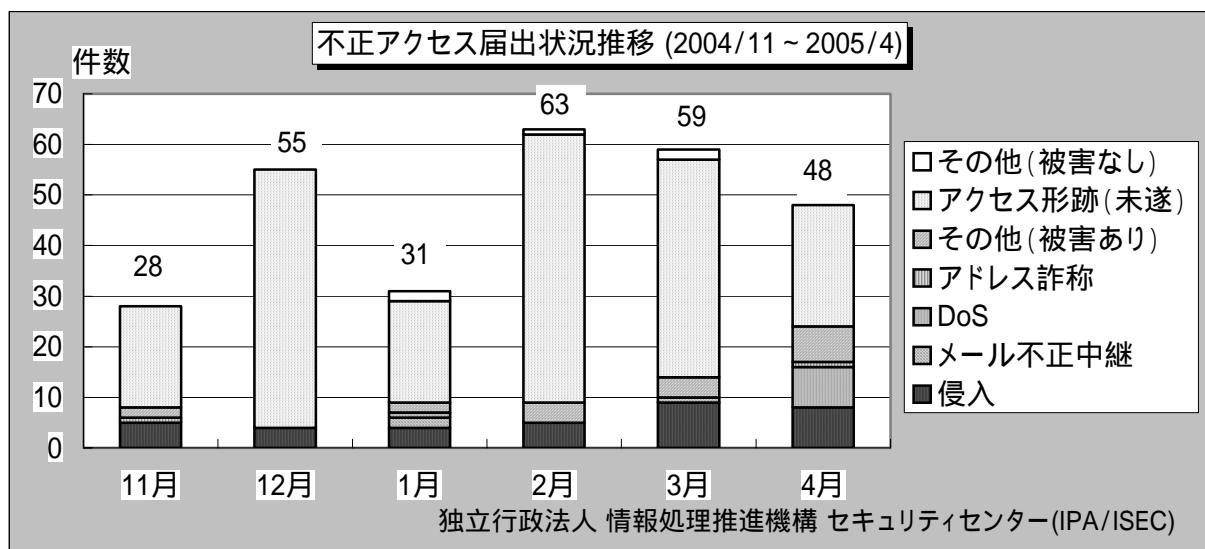


コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2005年4月分] について

1. 不正アクセス届出の詳細

(1) 不正アクセス届出件数の月別推移



(2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	11月	12月	1月	2月	3月	4月
侵入	5	4	4	5	9	8
メール不正中継	0	0	2	0	1	0
DoS	0	0	1	0	0	8
アドレス詐称	1	0	0	0	0	1
その他(被害あり)	2	0	2	4	4	7
アクセス形跡(未遂)	20	51	20	53	43	24
その他(被害なし)	0	0	2	1	2	0
合計(件)	28	55	31	63	59	48

注) 網掛け部分は被害がある届出種類。

(3) 届出者別件数

個人ユーザからの届出が、75.0%を占めています。

届出者	届出件数					
	2005年4月		2005年3月(前月)		2004年4月(前年同月)	
一般法人ユーザ	5	10.4%	4	6.8%	6	10.9%
個人ユーザ	36	75.0%	49	83.1%	48	87.3%
教育・研究機関	7	14.6%	6	10.2%	1	1.8%
合計(件)	48		59		55	

注) 割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

(4) 被害原因別件数

4月に届出されたうち被害のあったもの24件について、原因の内訳は、古いバージョン使用・パッチ未導入が4件、などでした。

原因	届出件数					
	2005年4月		2005年3月(前月)		2004年4月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	1	4.2%	2	14.3%	0	0.0%
古いバージョン使用・パッチ未導入	4	16.7%	3	21.4%	0	0.0%
設定不備	1	4.2%	0	0.0%	2	33.3%
DOS・その他	18	75.0%	9	64.3%	4	66.7%
合計(件)	24		14		6	

注) 割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

2.4月に掲載した脆弱性情報

4月にIPAにて掲載した、脆弱性に関連する他組織からのお知らせです。

Microsoft

- ・ Windows シェルの脆弱性 (MS05-016)
- ・ メッセージ キューの脆弱性 (MS05-017)
- ・ Windows Kernel の脆弱性 (MS05-018)
- ・ TCP/IP の脆弱性 (MS05-019)
- ・ Internet Explorer 用の累積的なセキュリティ更新プログラム (MS05-020)
- ・ Exchange Server の脆弱性 (MS05-021)
- ・ MSN Messenger の脆弱性 (MS05-022)
- ・ Word の脆弱性 (MS05-023)
- ・ Windows カーソルおよびアイコンのフォーマットの処理の脆弱性 (MS05-002) :更新
- ・ PNG 処理の脆弱性 (MS05-009) :更新

Apple

- ・ Mac OS X に複数の脆弱性

Oracle

- ・ Oracle 社製品のセキュリティアップデート

Sun Microsystems

- ・ Java System Web Server に脆弱性

Mozilla Foundation

- ・ Firefox に複数の脆弱性

Symantec

- ・ Norton AntiVirus に複数の脆弱性

Computer Associates

- ・ BrightStor ARCserve Backup に脆弱性

RealNetworks

- ・ RealOne Player、RealPlayer にバッファオーバーフローの脆弱性

The PHP Group

- ・ PHP に複数の脆弱性

その他

- ・ TCP/IP の実装に複数の脆弱性
- ・ CVS サーバに複数の脆弱性

詳細は以下の URL を参照してください。

「脆弱性関連情報 2005 年 4 月分」

<http://www.ipa.go.jp/security/news/news0504.html>

・ コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96 年 8 月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を IPA に届け出ることとされています。

IPA では、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第 362 号 平成 8 年 8 月 8 日制定
- ・ 通商産業省告示第 534 号 平成 9 年 9 月 24 日改訂
- ・ 通商産業省告示第 950 号 平成 12 年 12 月 28 日改訂
- ・ 経済産業省告示第 3 号 平成 16 年 1 月 5 日改訂

お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

花村 / 加賀谷 / 内山

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp